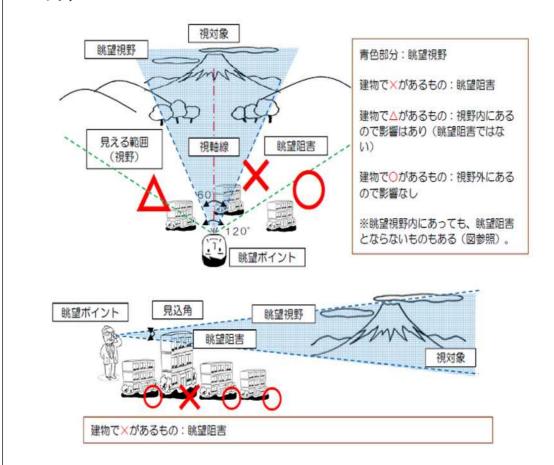
眺望阻害(視点場から視対象を見るときに阻害される物件や施設等がある状態のことをいう。)



「公共眺望ポイント整備ガイドライン」(山梨県県土整備部美しい県土づくり推進室)から抜粋

第8 調査及び予測の手法の選定に当たっての留意事項

(調査及び予測の手法の選定に当たっての留意事項)

第八条 事業者は、景観影響についての予測及び予測の手法の選定を行ったときは、選定 された手法及び選定の理由を明らかにできるように整理しなければならない。

【解説】

- 1 本条は、景観影響についての調査及び予測の手法並びに選定の理由を明らかにできるよう整理することを定めるものである。
- 2 事業者は、眺望点抽出範囲の設定の考え方、定点観測地点からの眺望景観の変化を予測する手法の選定の理由等を景観配慮書及び事業者見解書に記載できる形で整理する ことが求められる。

第9 景観影響の評価手法

(景観影響についての評価の手法)

- 第九条 事業者は、景観影響についての評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる 事項に留意しなければならない。
 - 一 調査及び予測の結果並びに第十二条第一項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、景観影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は最小化されており、必要に応じその他の方法により景観の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価すること。
 - 二 国、県又は関係する市町村が実施する景観の保全に関する施策によって示されている景観に関する基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価すること。

【解説】

1 趣旨

本条は、対象事業の実施が景観に及ぼす影響の評価の手法を選定するに際して留意すべき事項を定めるものである。

2 第 1 号関係

- (1)「事業者により実行可能な範囲」とは、 技術的に実行可能であること、 事業目的 又は事業の採算に照らして実行可能であること、及び 事業者が将来にわたって担保 できること(他者に引き継ぐ場合は、それが確実であることを事業者が示すこと。)の 観点から、事業者としてできる限りの努力をするということを意味する。
- (2)「回避」とは、ある行為の全部又は一部を行わないことにより、環境影響をできる限り回避することをいう。
- (3)「最小化」とは、ある行為の実施の規模若しくは程度を制限すること又は影響を受けた環境を修復し、再生し、若しくは復元することにより、環境影響をできる限り最小化することをいう。

3 第 2 号関係

「景観の保全に関する施策」とは、具体的には、富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画書(環境省)、富士箱根伊豆国立公園普通地域内建築物設置に関する指針(山梨県)、太陽光発電施設の適正導入ガイドライン(山梨県)、景観計画(市町村)等である。

第10 評価に当たっての留意事項

(評価に当たっての留意事項)

- 第十条 事業者は、景観影響についての評価を行うに当たって、事業者以外の者が行う景観の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにしなければならない。
- 2 事業者は、景観影響についての評価を行うに当たって、景観に関する既往の知見その 他の評価のために必要な情報を参考にする場合には、当該知見その他の評価のために必 要な情報の内容を明らかにできるようにしなければならない。

【解説】

1 本条第1項は、事業者以外の者が行う景観の保全のための措置の効果を見込んで景観 影響の評価を行うときに事業者が講ずべき措置を定めるものである。

本条第2項は、景観に関する既往の知見その他の評価のために必要な情報を参考にして景観影響の評価を行うときに事業者が講ずべき措置を定めるものである。

2 「景観に関する既往の知見その他の評価のために必要な情報」(第2項)とは、視距離、 見込角、俯角・仰角、スカイライン切断の有無等の指標をいう(第7条第2項参照)。

第11 景観保全措置に関する指針

(景観保全措置に関する指針)

第十一条 景観保全措置に関する指針については、次条から第十四条までに定めるところによる。

【解説】

本条は、景観保全措置に関する指針については、第12条から第14条までに定めるところによることを定めるものである。

第12 景観保全措置の検討

(景観保全措置の検討)

- 第十二条 事業者は、景観影響がないと判断される場合及び景観影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により景観影響をできる限り回避し、又は最小化すること、必要に応じ損なわれる景観の有する価値を代償すること及び第九条第二号に規定する基準又は目標の達成に努めることを目的として景観保全措置を検討しなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定による検討に当たっては、景観影響を回避し、又は最小化させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる景観の有する価値を代償するための措置(第十四条第一項において「代償措置」という。)を検討しなければならない。

【解説】

- 1 本条は、景観影響がないと判断される場合及び景観影響の程度が極めて小さいと判断 される場合以外の場合には、景観保全措置の検討を行う必要があること等を定めるもの である。
- 2 「景観保全措置」とは、景観影響を回避し、又は低減するための措置及び主要な眺望 点の改変が大きく、主要な眺望景観が消滅してしまう場合の代償措置をいう。

景観は、それ自体が唯一の存在であり、とくに景観資源となりうる自然地形は一度改変されると修復困難な場合が多いため、極力回避措置をとることが望ましい。しかしながら、土地利用状況、経済性、安全性、施工性、他の環境要素への影響等の理由からやむなく回避できない場合には、景観に及ぼす影響を低減するための措置を講じる必要がある。また、定点観測地点の改変が大きく、当該定点観測地点からの眺望景観が消滅してしまう場合には眺望点の移設等の代償措置についても検討する必要がある。

なお、景観保全措置を検討する際には、周辺の景観との調和を図ることが重要であり、 対象構造物等に際立ったデザインを施すことではないことを念頭に置くことが必要で ある。

3 一般的な景観保全措置の例としては、次のようなものがある。

景観保全措置の例

保全措置		概要
立地・配置に関する措置	目立ちやすい地 形条件の場所を 避ける。	・スカイラインを保全する。 ・山頂や稜線を避ける。 ・直線的な平坦地を避け、窪地的な地形に配置する。 ・地勢線の集中しているところを避ける。
	自然景観の形態 的特性を乱さな い。	・山腹を避け、できるだけ低い位置を選定する。 ・景観構成線の流れの方向を乱さない。 ・土地利用や植生の境界に配置し、目立たなくする。

	周辺地形の起伏 を活かして隠す、 おさめる。	・地形のひだを活用して、施設の見えの大きさを減少させる。
	眺望の焦点、視軸をさける。	・眺望点からに眺望を妨げない位置とする。 ・谷間、道路軸水際軸等からずらす。
	視方向に留意し たレイアウトと する。	・煩雑な施設群を見えにくい位置に配置する。 ・視軸に対し、絵画的構図とするようなレイアウトとする。 ・視線方向に対し、正面性を持たせる。
	施設配置に規則 性を持たせる。	・施設配置に規則性を持たせる。
	既存樹林の伐採 を極力避けた配 置とする。	・既存樹木を存置し、建築物等の遮蔽に活かす。
規模・構造に関する措置	周辺景観のスケ ール感を乱さな い。	・構造物と背景となる山林の高さとのスケール比を景観 に支障を及ぼさない程度に小さくする。
	周辺樹林、海岸線 等との連続性を 確保する。	・周辺の樹林の高さ以下に抑える(施設が樹林から突出 するのを避ける。)。
	人工物の見えの 大きさを最小化 する。	・施設の見込角を熟視角1°以下にする。
	施設の形態を周 辺景観の支配線 になじませる。	・屋根勾配を背景のスカイラインの形態に合わせる。 ・周辺の既存建築物と高さや壁面をそろえる。
	地形の状態を尊 重した造成を行 う。	・造成地形を分節化し、周辺の地形となじませる。 ・擁壁等の構造物の出現を最小限に抑える。
デザイン・ 修景、設備 に関する措 置	地域性に配慮し たデザインを採 用する。	・周辺の伝統的な建築デザインをモチーフに用いる。
	複数施設間のデ ザインに規則性 を持たせる。	・複数施設間で形態、意匠、色彩等を統一させる。
	大規模な平滑面 が生じないデザ インとする。	・壁面の分割、印影処理等により変化を付ける。

建築附帯構造物 が目立たないデ ザインとする。	・非常階段や給水施設等の附帯構造物を壁面で覆い隠す。 ・簡潔なデザインを用いる。
周辺環境となじ みやすい素材を 採用する。	・自然素材や自然素材をもした素材を用いる。 ・光沢のある素材を使用しない。
周辺の景観にな じみやすい色彩 を用いる。	・自然景観が主体となる領域では、低明度、低彩度を基本とする。 ・地域性を考慮した色彩とする。
テクスチュアを 工夫する。	・表面のテクスチュアにより、陰影を持たせる。
その他	・植栽の実施により、構造物を隠す(自然環境が良好な地域にあっては、周囲の生態系を乱すおそれのない植物手の採用にも留意が必要)。 ・自然の植栽により周辺の植生となじませる。 ・水面や水の流れを用いて、隔離感ややわらかさを演出する。

参考文献:自然との触れ合い分野の環境影響評価技術検討会中間報告書(自然との触れ合い分野の環境影響評価技術())、自然環境アセスメント技術マニュアル p.401-402

4 代償措置は、対象事業の実施により定点観測地点が改変されることとなる場合に検討が必要になる。

第13 検討結果の検証

(検討結果の検証)

第十三条 事業者は、前条第一項の規定による検討を行ったときは、景観保全措置についての複数の案の比較検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で景観影響ができる限り回避され、又は最小化されているかどうかを検証しなければならない。

【解説】

1 第12条第1項の規定により、事業者は、景観影響がないと判断される場合及び景観 影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合は、景観保全措置を検討するよ う義務付けられる。本条は、かかる検討に際しては、景観保全措置についての複数の案 の比較検討を行い、景観の保全上いずれの案が最も有効であるのかを検証しなければな らないことを定めるものである。

なお、複数の案それぞれについての検証結果は、第14条の規定により整理する。

2 「複数の案の比較検討」とは、予測された景観影響に対し、複数の景観保全措置を検 討した上で、それぞれの効果の予測を行い、その結果を比較検討することをいう。景観 保存措置の検討とその効果の予測は、最善の措置が講じられていると判断されるまで繰 り返し行い、効果が適切かつ十分に得られると判断された景観保全措置を採用すること が望ましい。

第14 検討結果の整理

(検討結果の整理)

- 第十四条 事業者は、第十二条第一項の規定による検討を行ったときは、次に掲げる事項 を明らかにできるよう整理しなければならない。
 - 一 景観保全措置の実施主体、方法その他の景観保全措置の実施の内容
 - 二 景観保全措置の効果及び当該景観保全措置を講じた後の景観の状況の変化
 - 三 代償措置にあっては、景観影響を回避し、又は最小化させることが困難である理由
 - 四 代償措置にあっては、損なわれる景観及び景観保全措置により創出される景観に関し、それぞれの位置並びに損なわれ、又は創出される景観の種類及び内容
 - 五 代償措置にあっては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能であると判断した 根拠
- 2 事業者は、第十二条第一項の規定による検討を段階的に行ったときは、それぞれの検 討の段階における景観保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理しな ければならない。

【解説】

- 1 第 1 項関係
- (1)第1号関係

景観保全措置の実施主体、実施方法、実施期間、当該措置の種類、位置等をできる限り具体的に記述する。

(2)第2号関係

採用する景観保全措置を講ずる前後の予測結果を用いて、景観保全措置の効果及び 景観保全措置を講じた後の景観の変化の状況をまとめる。

(3)第3号~第5号関係

代償措置は、概念上、景観保全措置の1つに分類されるものであるが、安易な代償措置に傾倒することは避けられなければならならず、他の景観保全措置と比較してより慎重な検討が必要である。このため、本項第3号から第5号までは、代償措置にあっては、その内容の妥当性をより詳細に明らかにすることを求めている。

2 第 2 項関係

本項は、第12条第1項の規定による景観保全措置の検討を段階的に行った(事業の規模や施設の配置・構造の検討段階、施設の色彩や修景緑化の検討段階等)とき、それぞれの検討の段階における景観保全措置について、具体的な内容を記載することを定めるものである。

第15 幹線上路上の眺望点

(幹線道路上の眺望点からの眺望景観に係る景観影響についての調査等の実施に関する 努力義務)

- 第十五条 第四条から前条までの規定によるもののほか、事業者は、山梨県世界遺産富士 山基本条例(平成二十七年山梨県条例第三号)第六条及び第七条の規定の趣旨を踏まえ、 対象事業の実施が幹線道路上の眺望点からの眺望景観に及ぼす影響についても、調査、 予測及び評価並びに景観保全措置の検討をするよう努めるものとする。
- 2 前項において「幹線道路上の眺望点」とは、富士山景観配慮地区内に存する幹線道路上の場所その他これに類する場所のうち、景観資源(別表第二に掲げるものに限る。) 及び対象事業の実施に係る区域を眺望することができる場所(定点観測地点であるものを除く。)をいう。

【解説】

1 趣旨

本条は、幹線道路上の眺望点からの眺望景観に係る景観影響についての調査等の実施に関する努力義務を定めたものである。

世界遺産の価値の保全という条例の目的からすると、世界遺産の価値に直結する定点観測地点からの眺望景観への影響を回避し、又は最小化することは、極めて重要となる。しかし、幹線道路は不特定かつ多数の来訪者が利用する公共施設であり、幹線道路からの眺望景観が世界遺産の価値とは無関係であるとはいえない。また、景観配慮の手続において景観影響の予測を行う眺望点を定点観測地点に限定した場合、事業者に対し、定点観測地点以外の眺望点からの眺望景観の保全については配慮する必要がないとの誤ったメッセージを与えるおそれがある。このことから、技術指針では、幹線道路上の眺望点からの眺望景観に係る景観影響についても、調査、予測及び評価並びに景観保全措置の検討をすることを事業者の努力義務とした。

2 第1項関係

- (1)「第四条から前条までの規定によるもののほか」とは、事業の実施が定点観測地点からの眺望景観に及ぼす影響についての調査、予測及び評価並びに景観保全措置の検討を行うほかということを意味する。
- (2)「山梨県世界遺産富士山基本条例(平成二十七年山梨県条例第三号)第六条及び第七条の規定の趣旨」は、県や事業者が事業を実施するに際して広く良好な景観の形成を図ることを求めるところにある。

3 第 2 項関係

- (1)「これに類する場所」とは、例えば、地方公共団体が管理する都市公園、駐車場等をいう。
- (2)「景観資源(別表第二に掲げるものに限る。)及び対象事業の実施に係る区域を眺望することができる場所(定点観測地点であるものを除く。)」は、景観資源と対象事業の実施に係る区域を同時に眺望することができる場所であること、すなわち、事業区

域を眺望したときに、同時に景観資源を眺望することができる場所であることを要しない。

別表第二

名称	所在地
富士山	山梨県及び静岡県
北口本宮冨士浅間神社	富士吉田市
西湖	南都留郡富士河口湖町
精進湖	南都留郡富士河口湖町
本栖湖	南巨摩郡身延町及び南都留郡富士河口
	湖町
河口浅間神社	南都留郡富士河口湖町
富士御室浅間神社	南都留郡富士河口湖町
旧外川家住宅	富士吉田市
小佐野家住宅	富士吉田市
山中湖	南都留郡山中湖村
河口湖	南都留郡富士河口湖町
忍野八海・出口池	南都留郡忍野村
忍野八海・お釜池	南都留郡忍野村
忍野八海・底抜池	南都留郡忍野村
忍野八海・銚子池	南都留郡忍野村
忍野八海・湧池	南都留郡忍野村
忍野八海・濁池	南都留郡忍野村
忍野八海・鏡池	南都留郡忍野村
忍野八海・菖蒲池	南都留郡忍野村
船津胎内樹型	南都留郡富士河口湖町
吉田胎内樹型	南都留郡富士河口湖町

備考 「富士山」とは、山岳である富士山をいう。

第16 委任

(委任)

第十六条 この技術指針に定めるもののほか、景観評価の実施に必要な事項は、知事が別に定める。

【解説】

本条は、景観評価の実施に必要な事項は、告示以外の法形式で制定することができることを定めるものである。

第17 施行期日

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

【解説】

本条は、技術指針の施行期日が告示の公布の日(平成28年3月24日)であることを定めるものである。